

第9講 錯誤(2) —抽象的事実の錯誤

Q42 抽象的事実の錯誤には3つの類型があるがどのようなものか。

Q43 第2類型の場合、軽い罪の客観的犯罪事実は存在するが、どのような場合に軽い罪の故意が認められるのか。

Q44 重なりあいの有無はどのように判断するか。

Q45 第1類型は何が問題となるか。

Q46 どのような場合に38条2項が適用され、重い罪の客観的犯罪事実を軽い罪の客観的犯罪事実として評価してよいか。

Q47 構成要件に重なりあいのある場合の第3類型の結論はどうなるか。理由と共に述べよ。

A ①軽い罪の認識で重い罪を実現した場合(第1類型)、②重い罪の認識で軽い罪を実現した場合(第2類型)、③認識した罪と実現した罪の法定刑が同じ場合(第3類型)の3つである。

A 認識していた犯罪事実と実現した犯罪事実の構成要件が重なりあう場合には、軽い罪の限度で規範の問題に直面したといえるから、軽い罪の限度で故意が認められる。【P122】

A ①行為態様の共通性、②保護法益の共通性から実質的に判断する(実質説)。【P124】

A 重い罪の故意は認められないので重い罪は成立しない。そして、軽い罪については、故意は認められるものの客観的犯罪事实在存在しない。そうすると、故意の問題ではなく、38条2項により重い罪の客観的犯罪事実を軽い罪の客観的犯罪事実と評価してよいかの問題となる。【P126】

A 構成要件が実質的に重なり合う場合には、38条2項によって軽い罪の客観的犯罪事实在存在するものとして評価してよい。【P126】

A 客観的に実現した犯罪事実の故意を認め、客観的に実現した犯罪が成立する。なぜなら、38条2項に該当しないにも関わらず、客観的に存在しない犯罪事実を認めることはできないから。【P128~129】